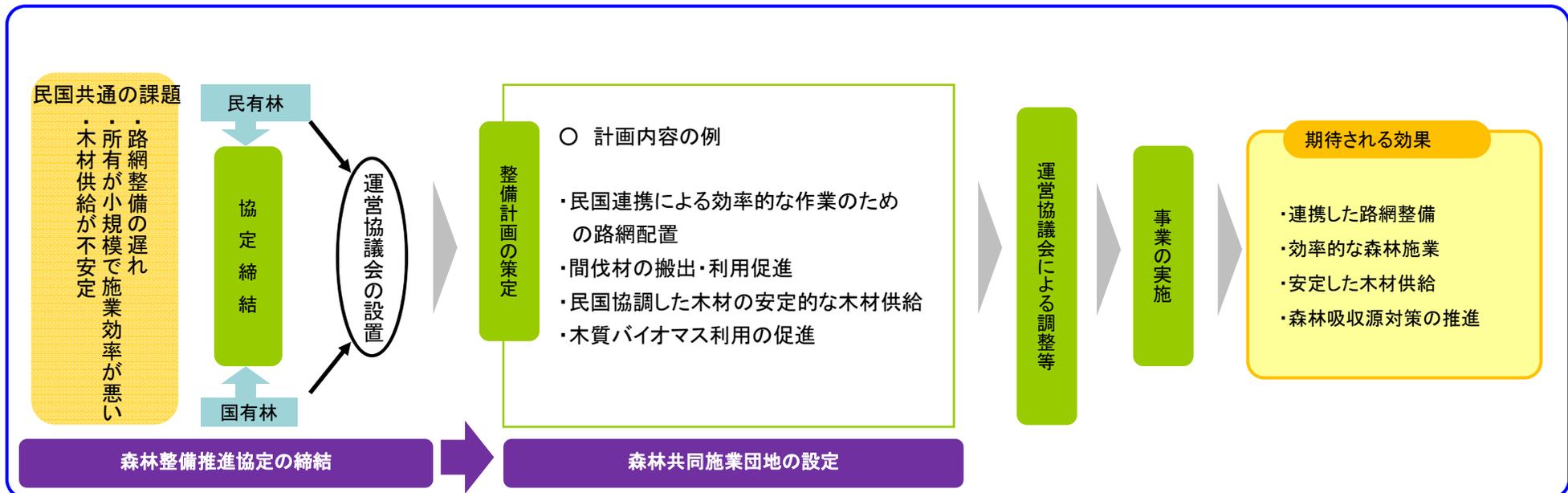


森林共同施業団地の概要

森林共同施業団地とは

- 森林管理署と地方自治体、民有林所有者等が、森林整備推進に関する協定を締結し、民有林と国有林が連携して整備計画を策定し路網整備や間伐等の森林施業を進める「森林共同施業団地」を設定する仕組み。

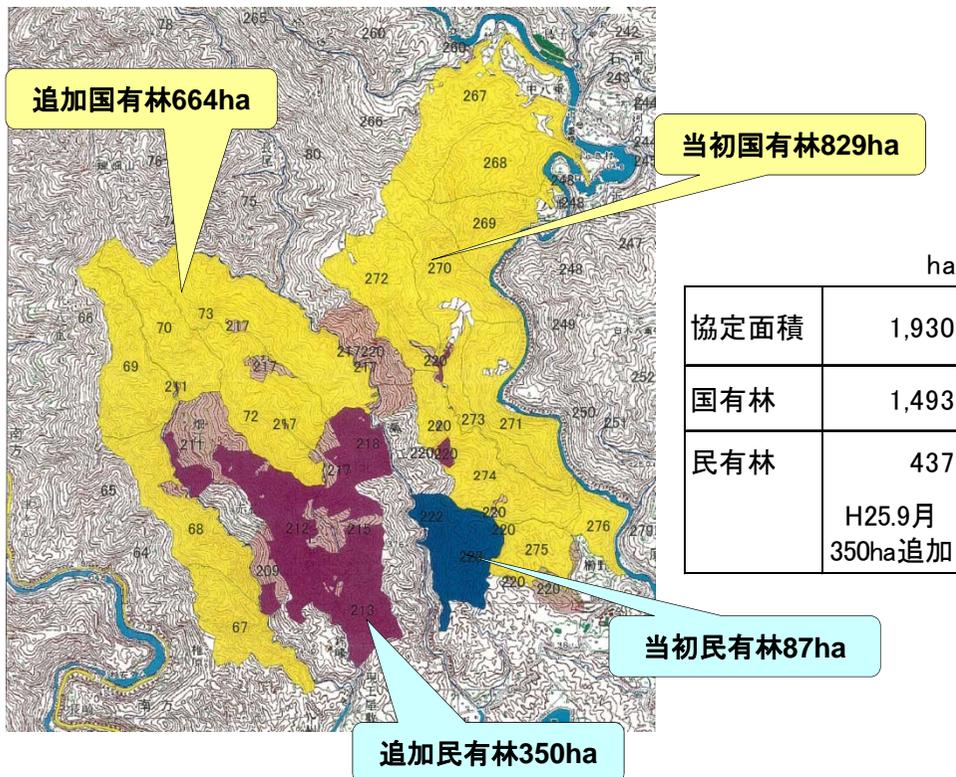
森林共同施業団地のスキーム



〈国有林と民有林の具体的な連携事例〉

《 集約化への貢献 》

かし・しらみず
宮崎県 檜・白水地域森林整備推進協定



《協定》

平成24年3月 「檜・白水地域森林整備推進協定」を締結
平成25年9月 私有林を集約した森林組合が協定に参加

《本協定の特徴》

- ・民国連携による効率的な森林整備を目的として、国有林と当地区において施業を予定していた地元民間企業の2者による森林整備推進協定を締結し、森林共同施業団地を設定
- ・民国連携した団地の取組に触発され、地元児湯広域森林組合が団地周辺の私有林を集約化し、新たに協定に参加(民有林側の協定区域が87haから437haに拡大)
- ・これに合わせ、国有林も、当初の829haから1,493haに増加。

《 民有林と協調した安定供給 》

長崎県 対馬流域森林整備推進協定



対馬港での積込作業

《協定》

平成22年3月 「対馬流域森林整備推進協定」を締結

《本協定の特徴》

- ・対馬市の国有林を核に、長崎県、対馬市、林業公社、森林組合(私有林)の民有林と連携
- ・協定に基づき策定した事業実施計画に基づき、路網の整備や間伐等の森林整備を実施
- ・合同積載による海上輸送を行うなど、民有林と協調した木材出荷を実施